

# 容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

- 1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況
- 2 分別収集の実績
- 3 容器包装廃棄物の再商品化
- 4 特定事業者に関する状況
- 5 容器包装リサイクル法の各種取組状況
- 6 その他関連情報

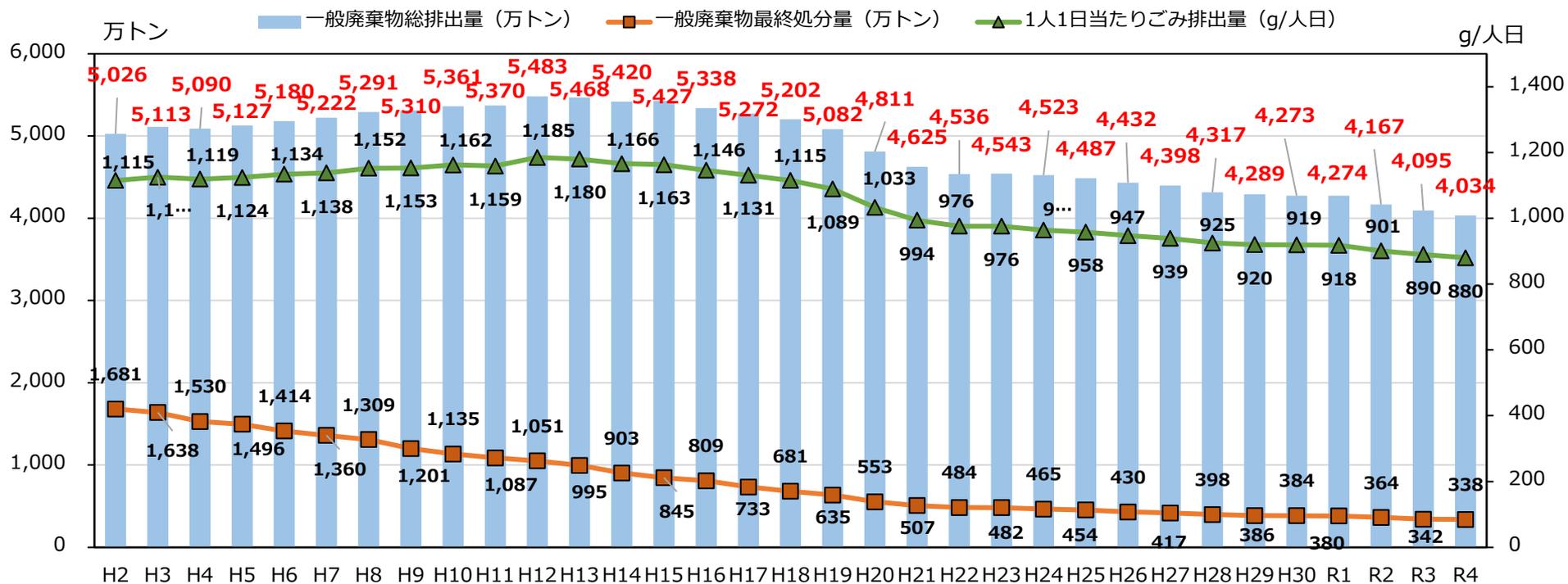
# 1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

## 1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、令和4年度においては、4,034万トンとなっている。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は880gと、法制定時（平成7年。1,138g）から約23%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約26%減少している。

一般廃棄物最終処分量は、法制定以前より減少を続けており、令和4年度は338万トンであった。

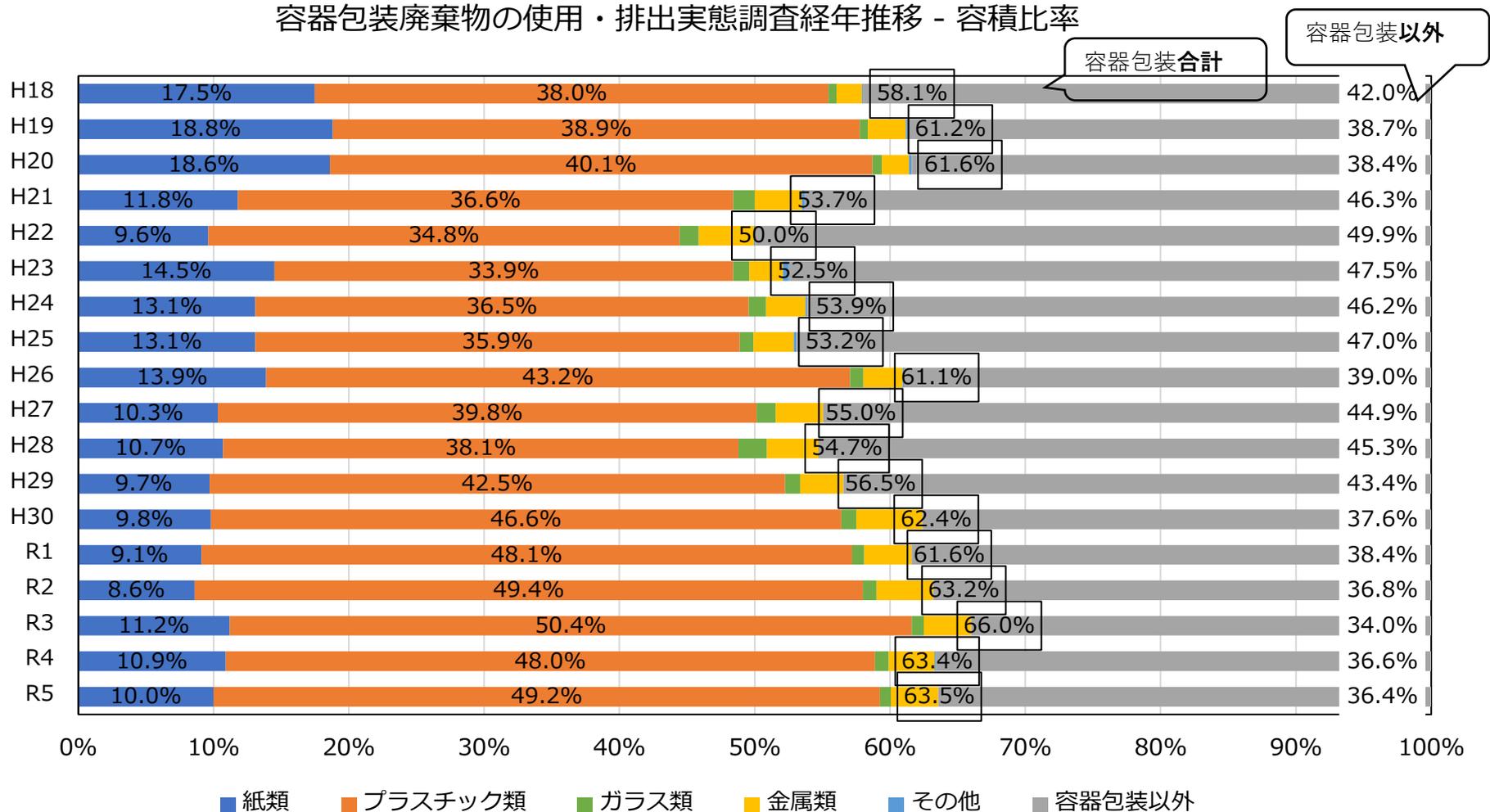


出典：環境省「日本の廃棄物処理」

## 1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(容積比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比は増減を繰り返していたが、平成28年度から増加傾向を示していたものの、令和4年度は減少傾向に転じた。

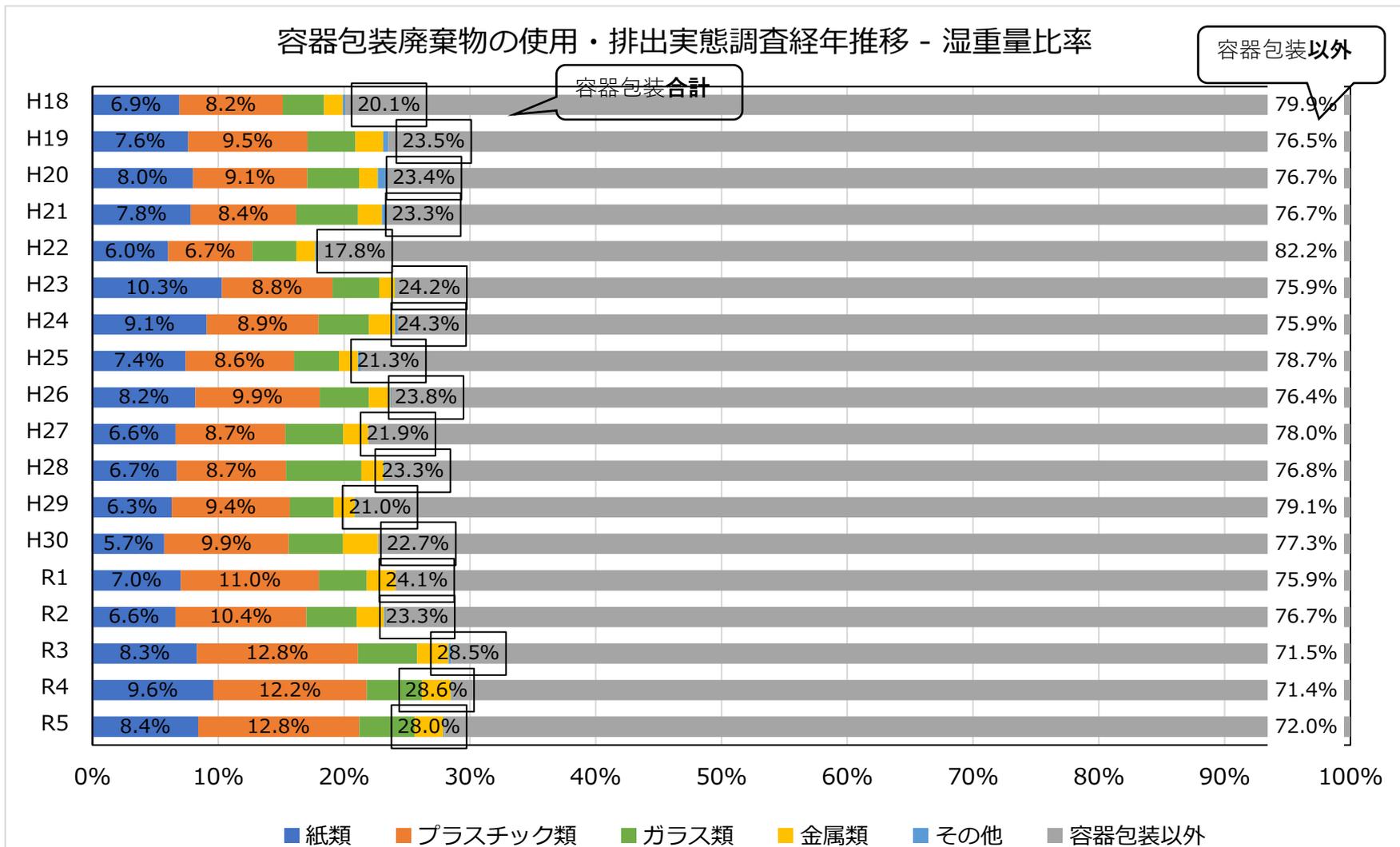
容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 容積比率



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

## 1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(湿重量比)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の湿重量比は概ね20%台で推移している。組成別ではプラスチック類及び紙類が最も多く、特にプラスチック類は令和元年度以降10%を超える。



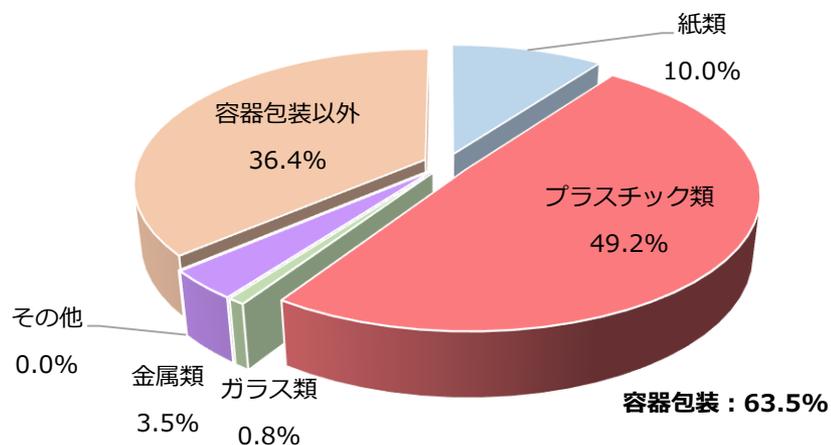
※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

出典: 環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

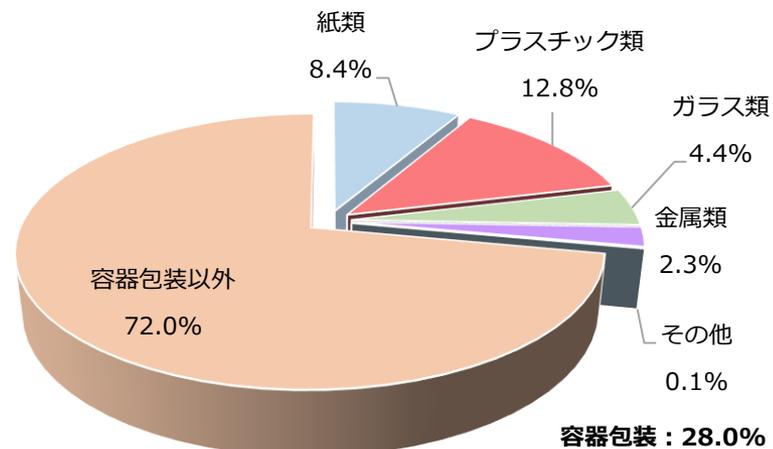
## 1-2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(令和5年度)

家庭ごみ中の容器包装廃棄物が占める割合は、令和5年度においては、容積比で63.5%、湿重量比で28.0%となっている。プラスチック類が容積の約半分を占めている。

### (1)容積比



### (2)湿重量比

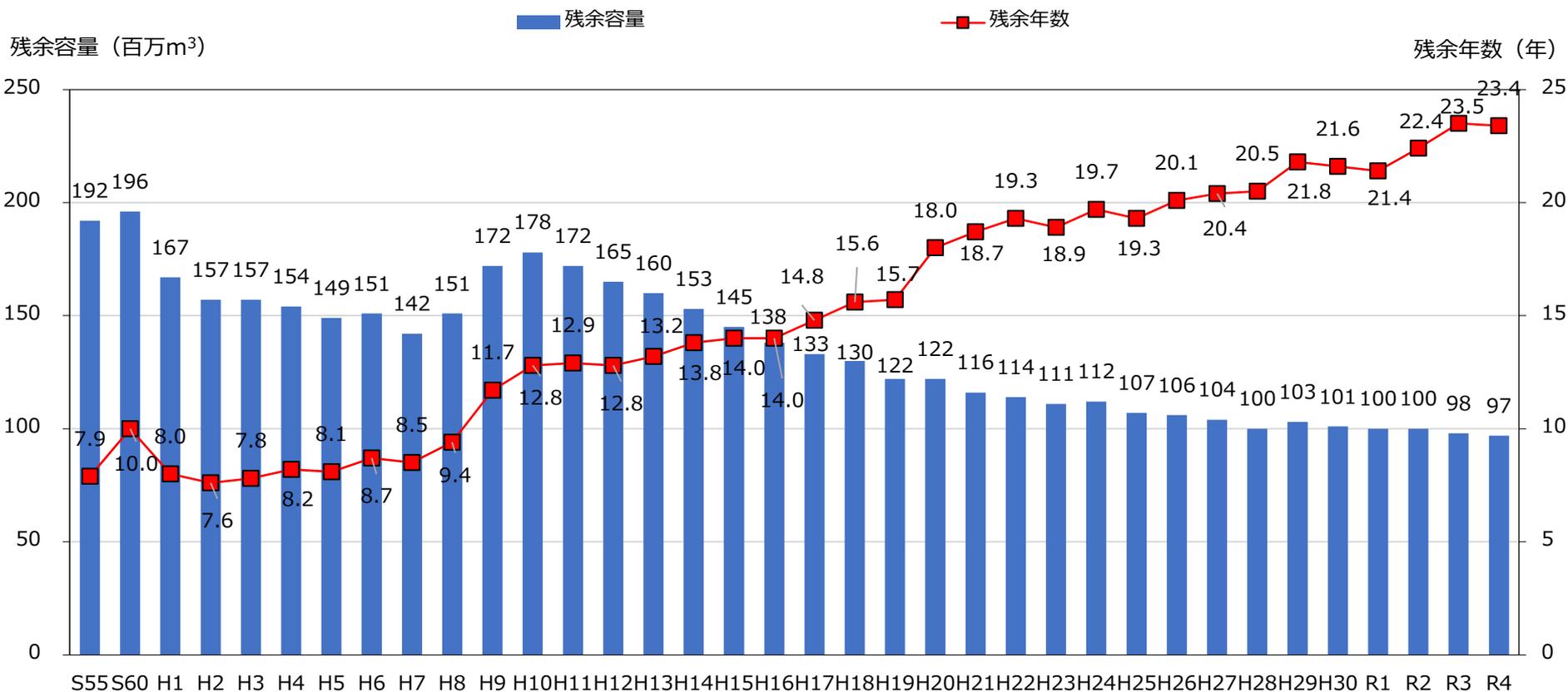


※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

# 1-3 一般廃棄物最終処分場の状況

一般廃棄物最終処分場の残余容量は減少傾向が継続しているものの、平成28年度からその減少傾向が緩やかとなる。前回法改正時（平成18年）に130百万立方メートルであったが、令和4年度には97百万立方メートルである。

最終処分場の残余年数は、前回法改正時（平成18年）に15.6年であったが、令和4年度には23.4年に増加した。

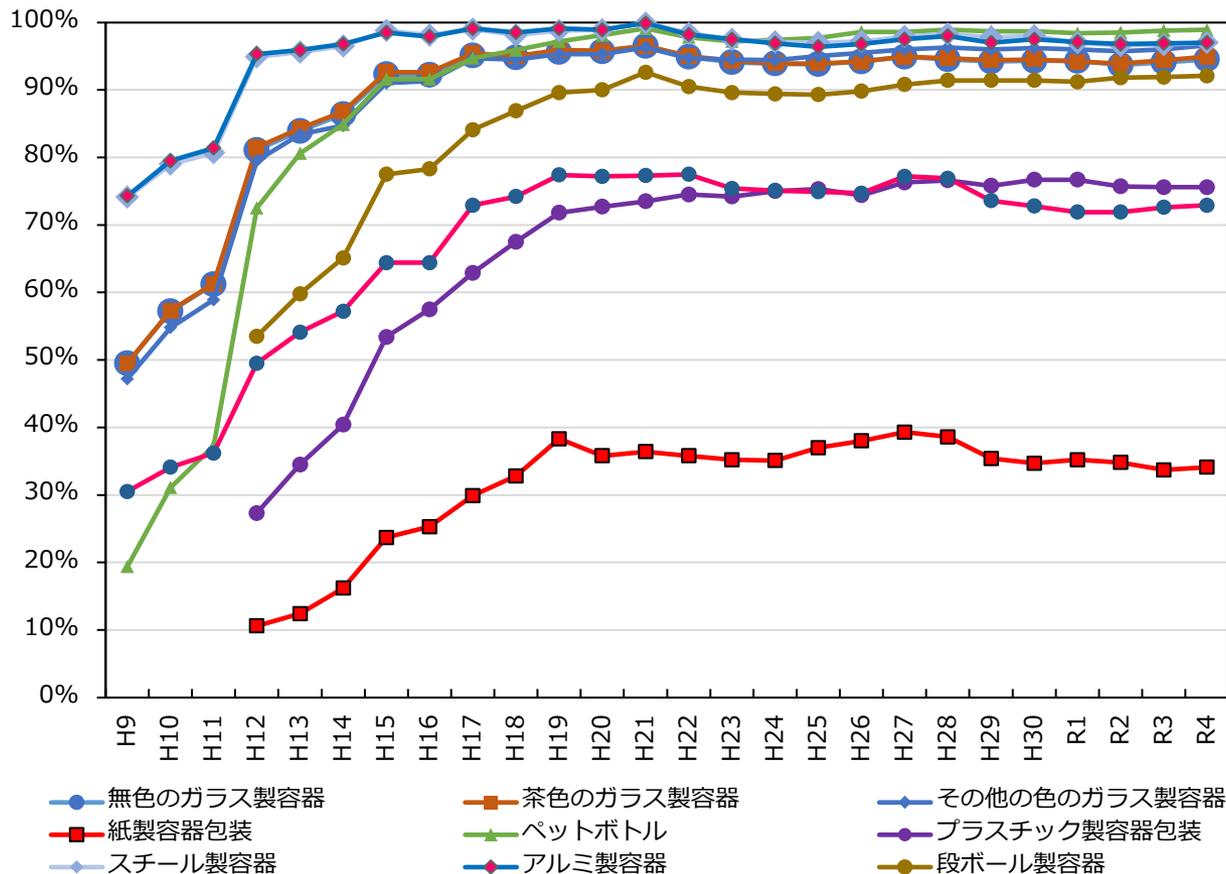


出典：環境省「日本の廃棄物処理」

## 2 分別収集の実績

### 2-1 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

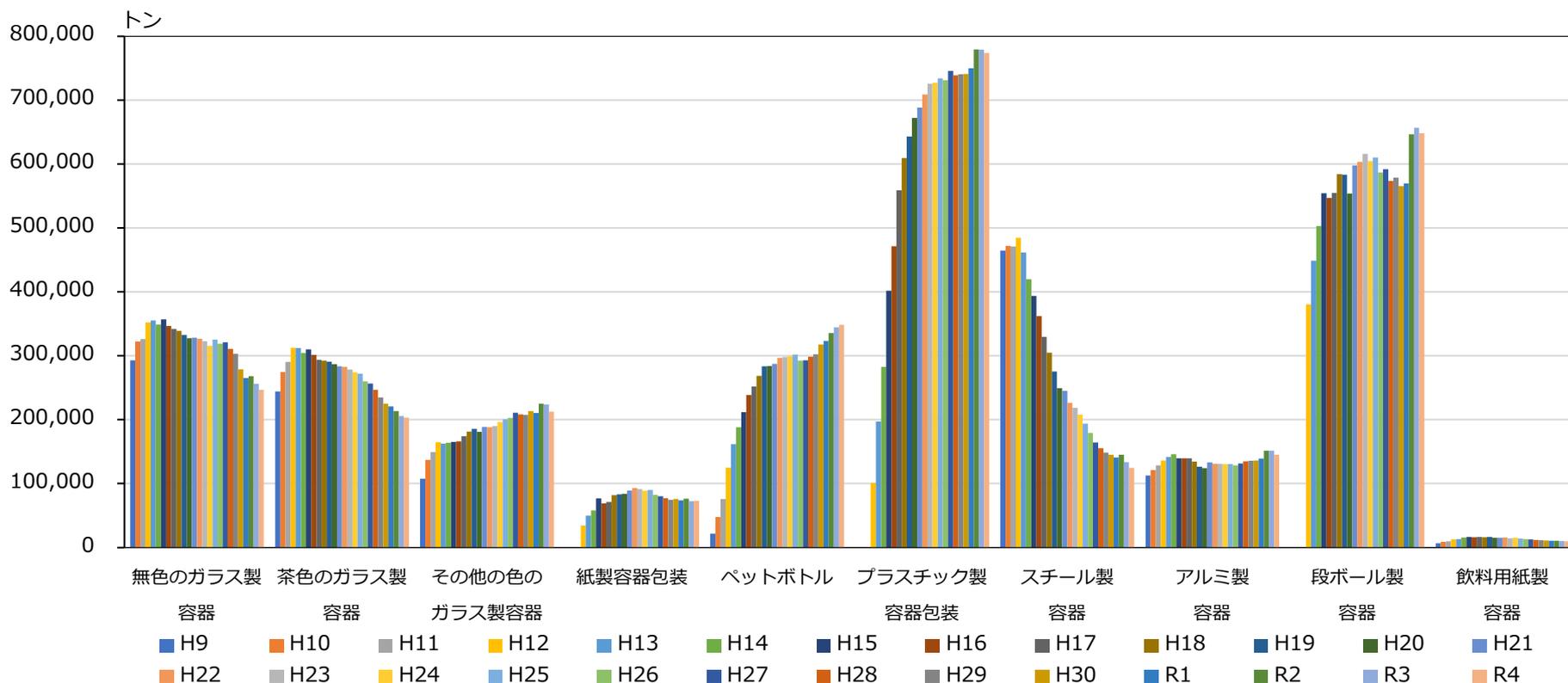
分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールについては9割を超えているが、プラスチック製容器包装や飲料用紙製容器は7割程度、紙製容器包装は3割程度と低い割合で推移している。



品目	R4年度 実施割合(%)
無色のガラス製容器	94.5%
茶色のガラス製容器	94.9%
その他の色のガラス製容器	96.6%
紙製容器包装	34.1%
ペットボトル	98.90%
プラスチック製容器包装	75.60%
(うち白色トレイ)	22.60%
スチール製容器	97.00%
アルミ製容器	97.00%
段ボール製容器	92.10%
飲料用紙製容器	72.90%

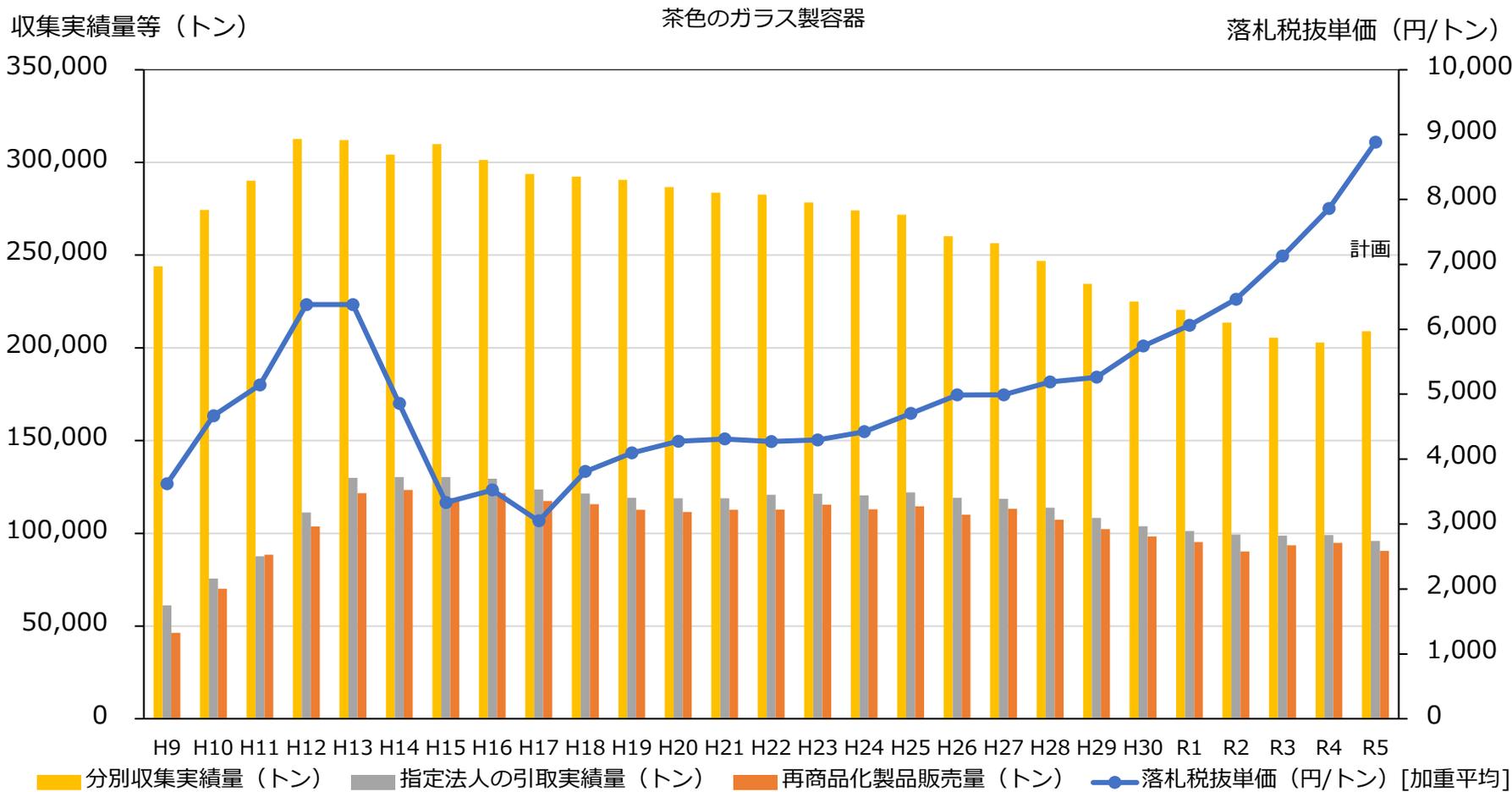
## 2-2 年度別分別収集実績量

無色及び茶色のガラス製容器、スチール製容器の分別収集量は出荷量に伴い減少傾向にある。段ボール容器については減少傾向であったものの令和2年度から急増している。その他の色のガラス製容器、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集量は近年増加傾向にある。これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと推察する。





茶色のガラス製容器も無色のガラス製容器同様に、実績量は減少傾向を示す一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



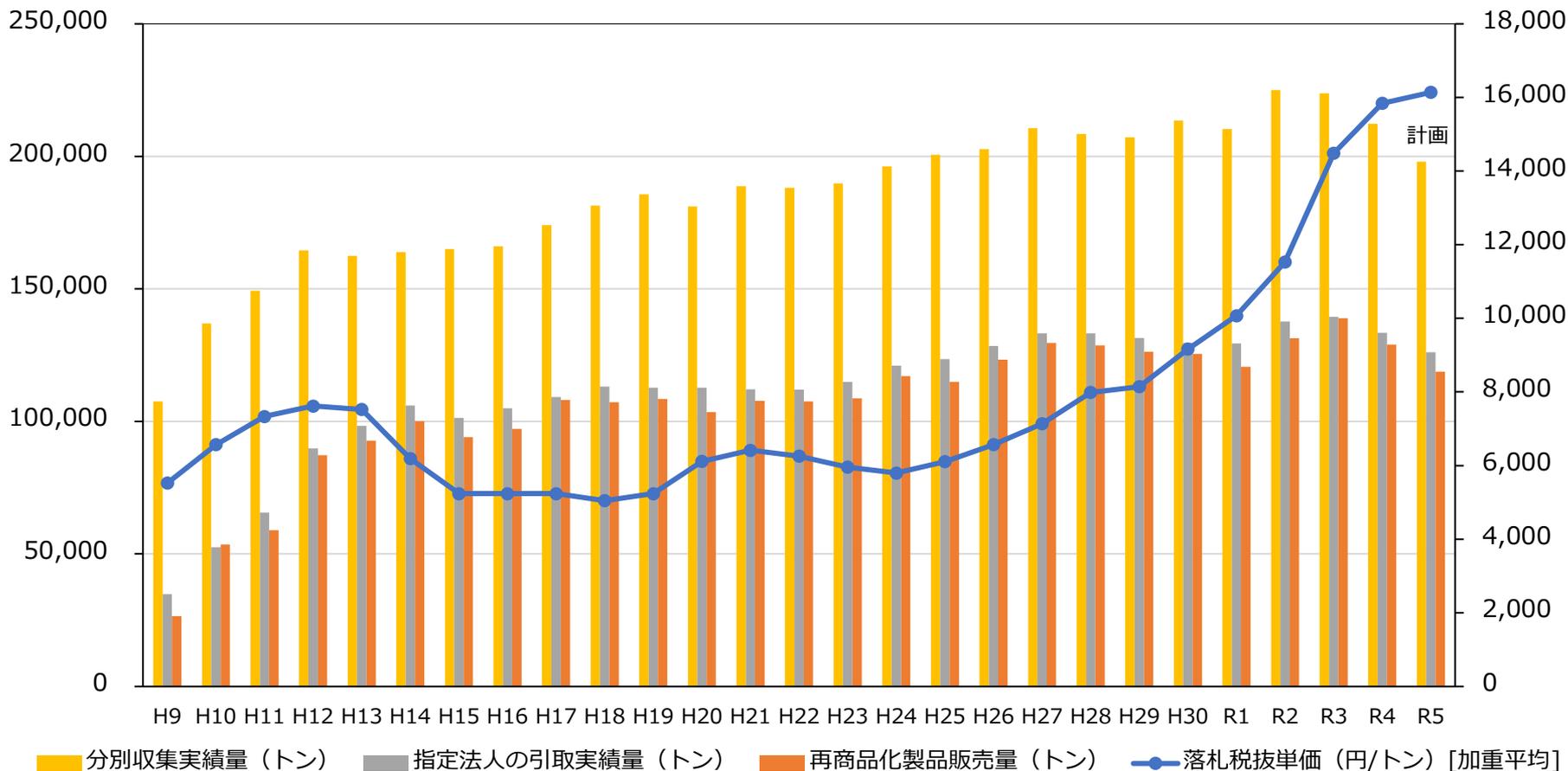
※ R5年度の分別収集実績量は計画量。

その他の色のガラス製容器は、令和2年度実績量は増加傾向を示していたが、近年は減少傾向を示している。また、落札税抜単価も増加している。

収集実績量等 (トン)

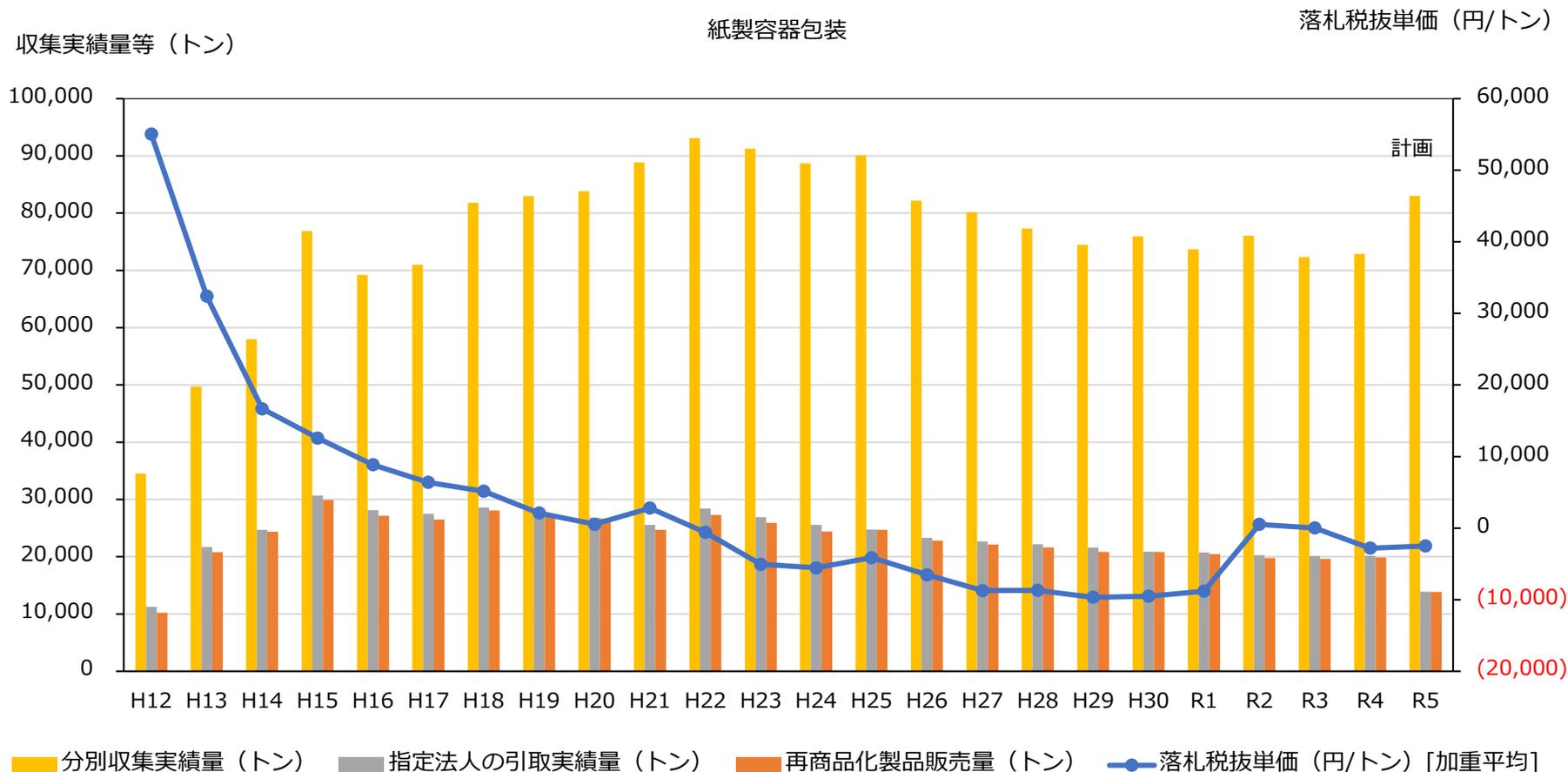
その他の色のガラス製容器

落札税抜単価 (円/トン)



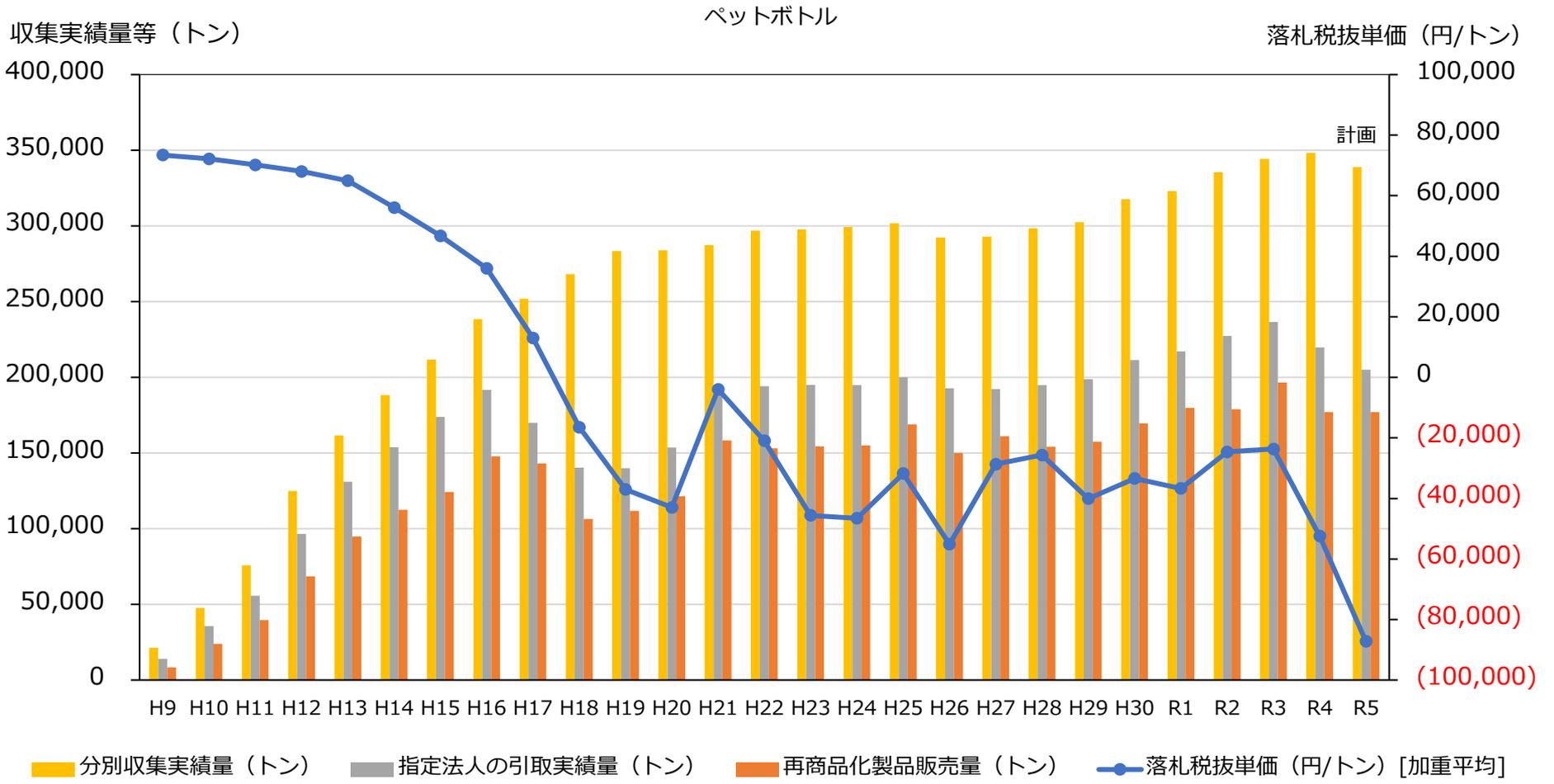
※R5年度の分別収集実績量は計画量。

紙製容器包装は、平成22年度より実績量は減少傾向を示している。落札税抜単価は令和元年度までは減少傾向を示していたが、令和2、3年度は逆有償となった。令和4年度以降は再び有償となった。



※R5年度の分別収集実績量は計画量。

ペットボトルの実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価は令和4年度に続き令和5年度も有償の幅が大きくなる。



※R5年度の分別収集実績量は計測量。



### 3 容器包装廃棄物の再商品化

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたりサイクルを行っている。

#### 3-1 容器包装廃棄物の再商品化の方法

ガラス製容器包装

・カレット化

・ガラスびん  
・その他(舗装用骨材、軽量発泡骨材、ガラス短繊維など)

紙製容器包装

・製紙原料  
・固形燃料  
・古紙破砕解繊物

・段ボール・板紙など  
・固形燃料  
・家畜用敷料

ペットボトル

・フレーク化  
・ペレット化  
・ポリエステル原料化

・繊維 ・シート  
・ボトル ・成型品  
・その他(結束バンドなど)

プラスチック製容器包装

材料リサイクル ペレット化

パレット、プラスチック板、再生樹脂等プラスチック製品

ケミカルリサイクル

◆油化  
◆高炉還元剤化  
◆コークス炉化学原料化  
◆ガス化

化学原料など  
高炉還元剤  
コークス(還元剤)、炭化水素油、ガス  
化学原料(アンモニア合成の原料)

固形燃料等 燃料化

燃料

## 3-2 種類別再商品化製品紹介

### ガラス製容器 再商品化製品

#### 再商品化製品

「カレット」は、ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等(再商品化製品)の100%を占める。「カレット化」はラベルや異物を取り除いて色分別したカレットの状態にするガラスびんのリサイクル手法である。

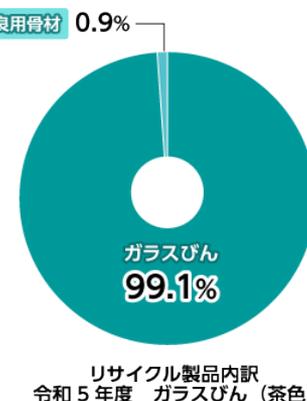
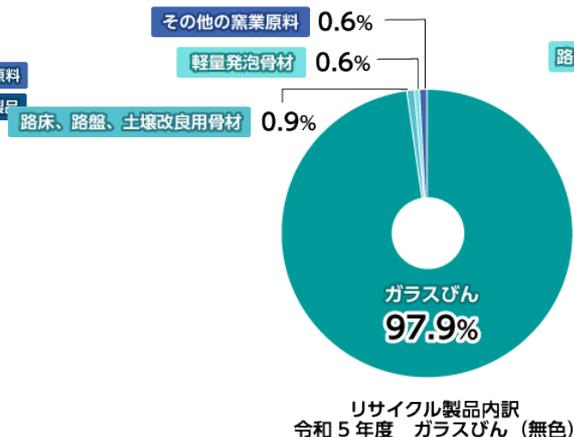
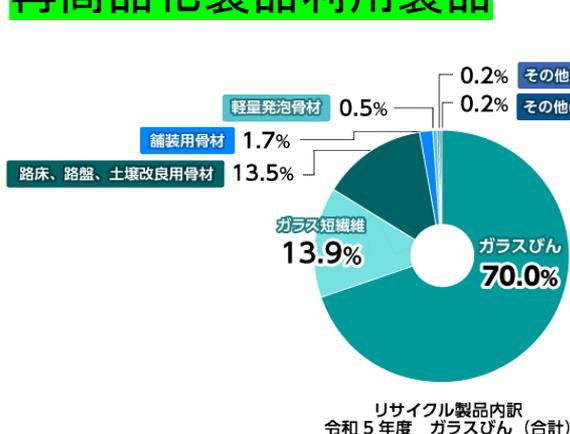
カレット



令和5年度 カレット (合計)  
(R5年4月よりR6年6月までの販売実績)



#### 再商品化製品利用製品



ガラスびん



路床、路盤、土壌改良用骨材(住宅の基礎等)



ガラス短繊維(断熱材等)



## 古紙破碎解織物家（畜用敷料）

吸水性や通気性に優れていることから、家畜用敷料（敷きわら）として利用される。



家畜用敷料（敷きわら）



家畜用敷料の利用例

## 固形燃料

紙製容器包装からつくられる固形燃料は、RPFとフラフである。両燃料については、古紙と廃プラスチックを原料とした固形燃料で、石炭の代替材料として主に製紙メーカー、セメント会社等で利用されている。



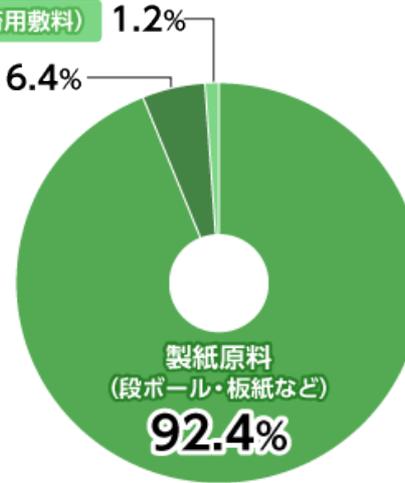
RPF



フラフ

古紙破碎解織物（家畜用敷料） 1.2%

固形燃料 6.4%



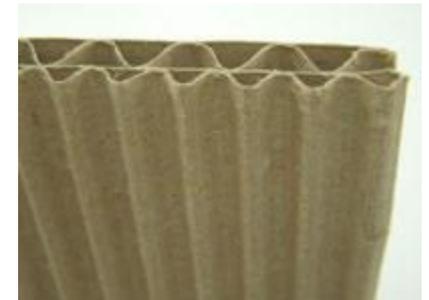
製紙原料  
(段ボール・板紙など)  
92.4%

原材料等内訳  
令和5年度

(R5年4月よりR6年6月までの販売実績)

## 製紙原料

紙製容器包装を原料としてつくられる紙は、板紙、段ボールの中芯などであり、製紙メーカーの板紙工場等で使用される。

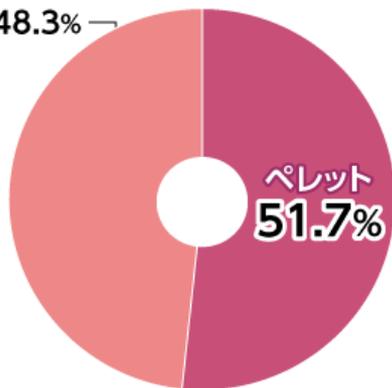


段ボールの中芯

# ペットボトル 再商品化製品

## 再商品化製品

フレーク 48.3%



原材料等内訳  
令和4年度 PET ボトル



### 繊維

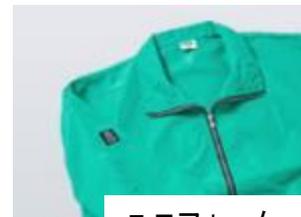
自動車関連材料、  
インテリア・寝装  
寝具、衣類、土  
木・建築資材など



自動車の天井・床等  
の内装材や、吸音材



カーペット



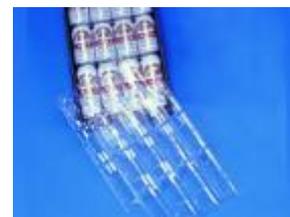
ユニフォーム

### シート

卵パック、食品  
用トレイ、食品用  
の中仕切り、ブリ  
スターパックなど



卵パック



食品用の中仕切り

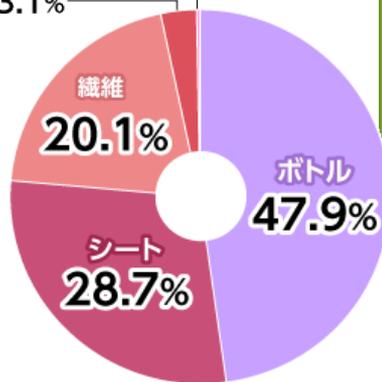


ブリスターパック

## 再商品化製品利用製品

その他(結束バンド等) 0.2%

成形品 3.1%



リサイクル製品内訳  
令和4年度 PET ボトル

### ボトル



飲料用ボトル



洗剤用ボトル

### 成形品



排水ます蓋



回収ボックス

### その他

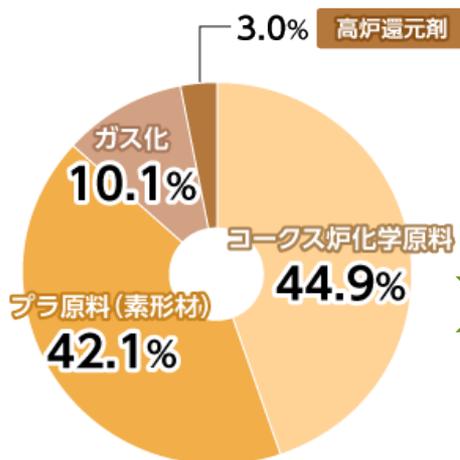
結束バンド、  
ごみ袋など



結束バンド

# プラスチック製容器包装 再商品化製品

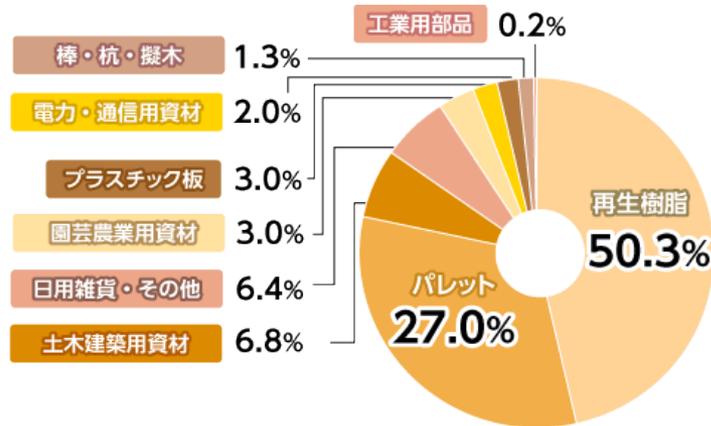
## 再商品化製品



原材料等内訳  
令和5年度

R5年4月よりR6年6月までの販売実績

## 再商品化製品利用製品



材料リサイクル製品内訳  
令和5年度



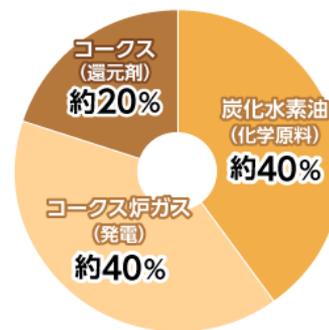
材料リサイクル(プラ素形材)



ケミカルリサイクル  
(写真:コークス炉化学原料)



高炉還元剤化



コークス炉化学原料化

内訳はプラスチック循環利用協会 HP より

ケミカルリサイクル製品内訳  
令和5年度



ガス化

# プラスチック製容器包装 再商品化製品

## プラスチック製容器包装 材料リサイクル製品 (再商品化製品利用製品) 写真



再生樹脂



パレット



土木建築用資材  
(土台ブロック)



土木建築用資材  
(車止め使用例)



日用雑貨  
(ごみ袋)



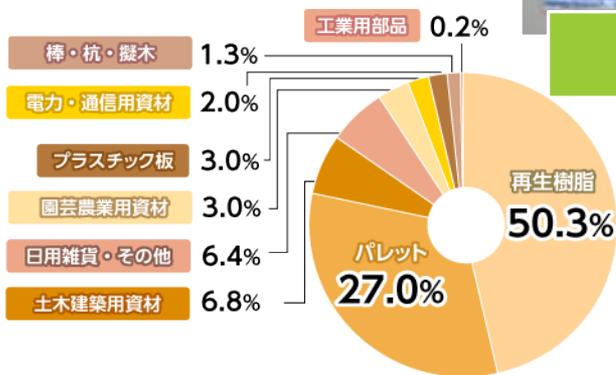
園芸農業用資材  
(プランター)



電力・通信用資材  
(ケーブルトラフ)



プラスチック板



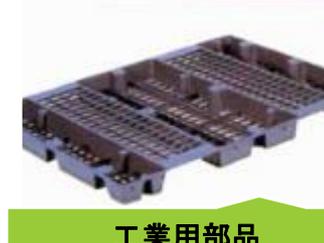
材料リサイクル製品内訳  
令和5年度



OAフローアー材



棒・杭・擬木  
(標識杭)



工業用部品  
(ダンネージストッパー)

※令和5年4月より令和6年6月までの販売実績

## 4 特定事業者に関する状況

### 4-1 再商品化義務履行事業者数(全国計)

再商品化義務履行事業者数は、H12から増加傾向にあり、H31年付近でピークを迎えた後、減少傾向にある。このうち、ガラスびんの無色の減少の幅が大きく、これはPETボトルへの切替等が影響していると推察する。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ガラスびん合計	4,376	4,343	4,278	4,246	4,194	4,119	4,042	3,990	3,927	3,801	4,532	3,618
無色	3,680	3,650	3,612	3,610	3,506	3,428	3,416	3,363	3,328	3,230	3,556	3,094
茶色	1,887	1,877	1,809	1,798	1,824	1,796	1,796	1,763	1,714	1,666	2,040	1,552
その他	1,644	1,601	1,538	1,475	1,492	1,475	1,434	1,410	1,372	1,329	1,285	1,262
PETボトル	1,099	1,158	1,185	1,486	1,272	1,302	1,327	1,365	1,433	1,444	1,846	1,410
紙	54,564	48,767	47,462	50,401	49,717	51,405	50,246	54,260	53,904	54,172	55,581	56,057
プラスチック	64,573	66,213	64,758	70,535	71,162	72,714	71,757	72,048	72,146	72,647	73,957	74,018
申込総件数	67,894	69,404	67,792	73,473	73,990	75,458	74,392	74,559	74,415	74,816	76,015	76,293
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
ガラスびん合計	3,551	3,501	3,447	3,389	3,314	3,275	3,230	3,177	3,113	3,043	2,993	2,915
無色	3,043	2,994	2,968	2,914	2,854	2,816	2,770	2,715	2,665	2,592	2,533	2,470
茶色	1,501	1,490	1,446	1,427	1,419	1,386	1,385	1,359	1,343	1,303	1,279	1,240
その他	1,219	1,222	1,197	1,191	1,162	1,143	1,139	1,121	1,105	1,069	1,045	1,018
PETボトル	1,384	1,379	1,369	1,347	1,321	1,311	1,287	1,274	1,269	1,226	1,192	1,158
紙	57,871	60,204	63,356	65,167	66,185	66,522	66,397	68,226	67,604	67,091	67,089	66,484
プラスチック	74,443	76,523	78,700	79,949	80,946	80,113	80,082	81,066	80,160	79,621	79,155	78,184
申込総件数	76,680	78,311	80,870	81,641	82,593	81,735	82,159	82,594	81,619	81,034	80,517	79,483

令和6年7月末データ

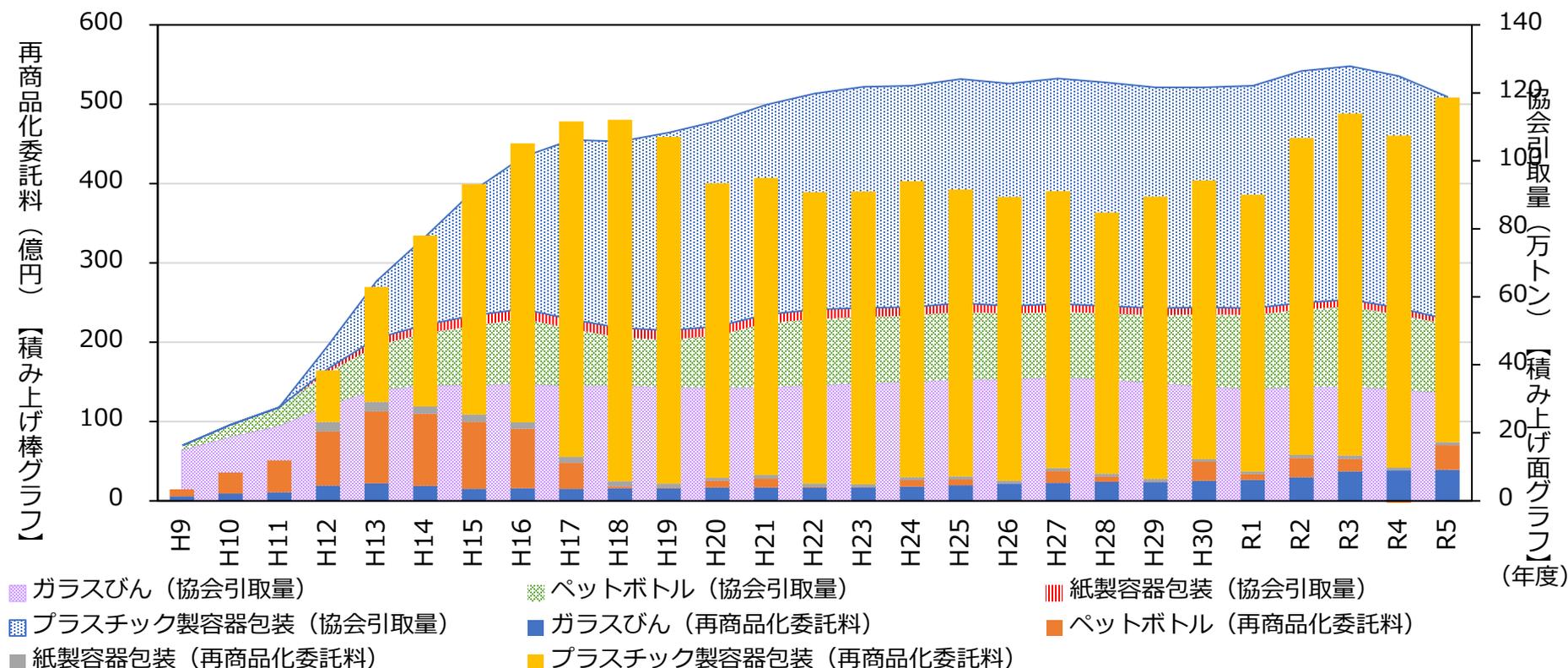
※再商品化義務履行者数は、1社で複数の素材で申込をしている場合もあるため、各欄の単純合計にはならない。

※上記の数値は、新聞販売所やコンビニエンスストア等の一括代理人契約の場合における内訳の個別店舗数を全てカウントした数値。

## 4-2 特定事業者が負担する委託額の推移

特定事業者が負担する再商品化委託料（積み上げ棒グラフ）について、ガラスびんは法完全施行以降、増加傾向であるが、ペットボトル及び紙製容器包装は平成13年度をピークに減少傾向にある。プラスチック製容器包装は平成18年度まで増加しており、平成19年度から横ばいで推移していたが令和2年度から再び増加に転じている。

指定法人引取量（積み上げ面グラフ）について、ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装は減少傾向にある。



### 4-3 再商品化委託単価(単位:円/トン)

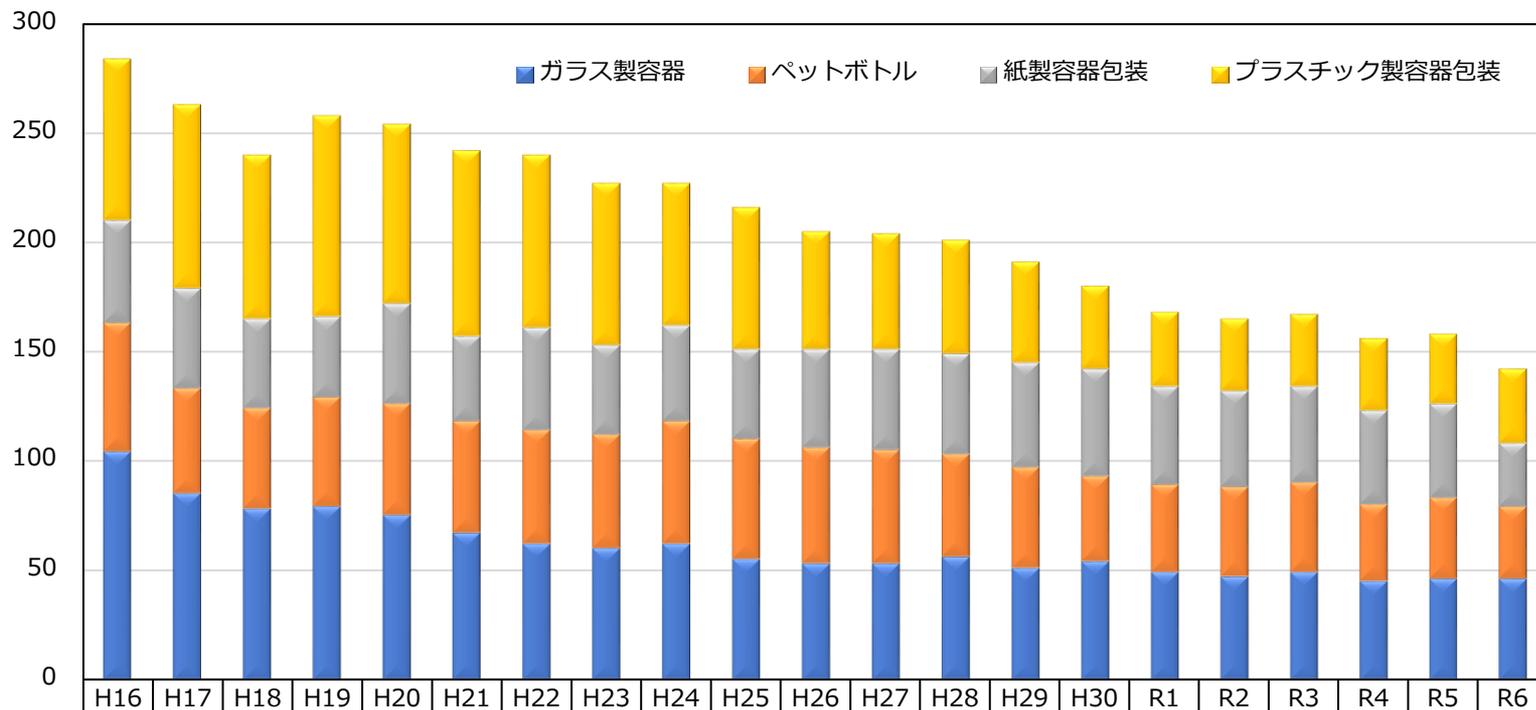
ガラスびんについては令和の初期から単価が徐々に増加している。PETボトルは単価の変動が大きく、特に令和5年度に単価が一時的に急増し、その後令和6年度には再び減少している。紙製容器包装は全体的に単価が増加している。プラスチック製容器包装の単価も増加傾向にある。これらの変動は市場の動向や処理費用の変動が影響するものと推察する。

(単位 円/トン、税抜き)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
無色のガラス製容器	2,700	2,500	3,800	3,700	3,200	4,000	3,700	4,000	3,800	3,900	4,100
茶色のガラス製容器	4,600	4,600	4,600	5,000	4,700	5,300	5,100	5,400	5,100	5,300	5,700
その他の色のガラス製容器	7,700	6,100	6,800	5,600	6,400	8,800	9,100	8,500	7,800	7,700	8,100
ペットボトル	45,800	29,800	800	1,800	1,800	1,700	4,000	3,500	3,300	4,300	1,400
紙製容器包装	18,300	12,000	19,500	12,000	14,800	12,700	15,300	12,400	11,500	11,500	13,000
プラスチック製容器包装	69,600	76,200	84,900	81,800	71,600	62,600	50,700	49,600	46,700	45,800	52,800
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
無色のガラス製容器	4,400	4,200	4,100	4,000	4,300	4,300	4,600	5,100	6,000	10,400	
茶色のガラス製容器	5,800	5,500	5,700	5,600	6,000	5,900	6,400	7,200	8,200	13,500	
その他の色のガラス製容器	9,400	9,700	9,900	10,300	11,600	13,700	17,500	23,600	16,100	21,400	
ペットボトル	3,300	2,300	2,000	9,200	2,000	3,200	4,500	5,000	14,000	6,500	
紙製容器包装	13,000	12,000	13,000	15,000	12,000	13,000	16,000	14,000	23,000	25,000	
プラスチック製容器包装	47,000	45,000	45,000	49,000	46,000	49,000	51,000	53,000	58,000	62,000	

## 4-4 指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数

指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数は、平成19年から減少傾向を示している。

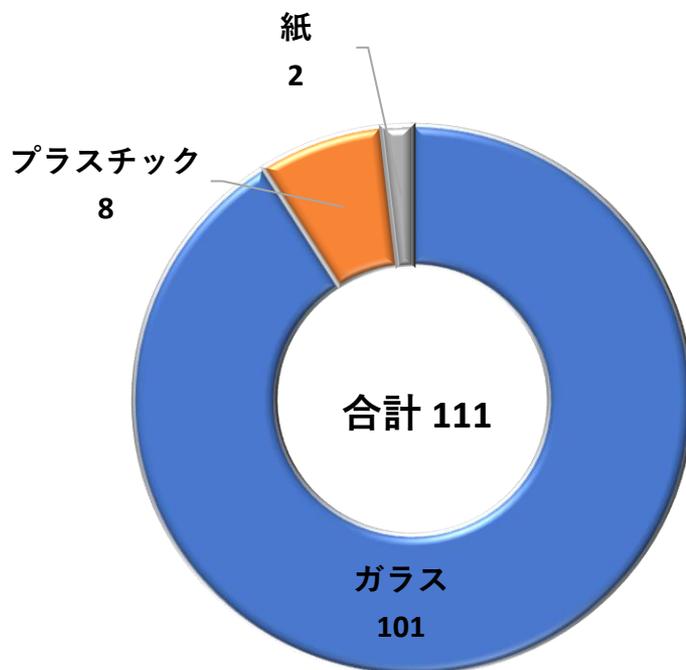


	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
■ プラスチック製容器包装	74	84	75	92	82	85	79	74	65	65	54	53	52	46	38	34	33	33	33	32	34
■ 紙製容器包装	47	46	41	37	46	39	47	41	44	41	45	46	46	48	49	45	44	44	43	43	29
■ ペットボトル	59	48	46	50	51	51	52	52	56	55	53	52	47	46	39	40	41	41	35	37	33
■ ガラス製容器	104	85	78	79	75	67	62	60	62	55	53	53	56	51	54	49	47	49	45	46	46

## 4-5 特定容器の自主回収認定状況

認定事業者数(社)

43



素材別内訳(件数)

### <素材毎の用途の例>

#### ガラス

- 牛乳用びん
- 炭酸飲料用びん
- 清涼飲料用びん
- 清酒用びん
- ビール用びん 等

#### プラスチック

- ガラスびん用キャップ
- 鶏卵パック 等

#### 紙

- 鶏卵パック 等

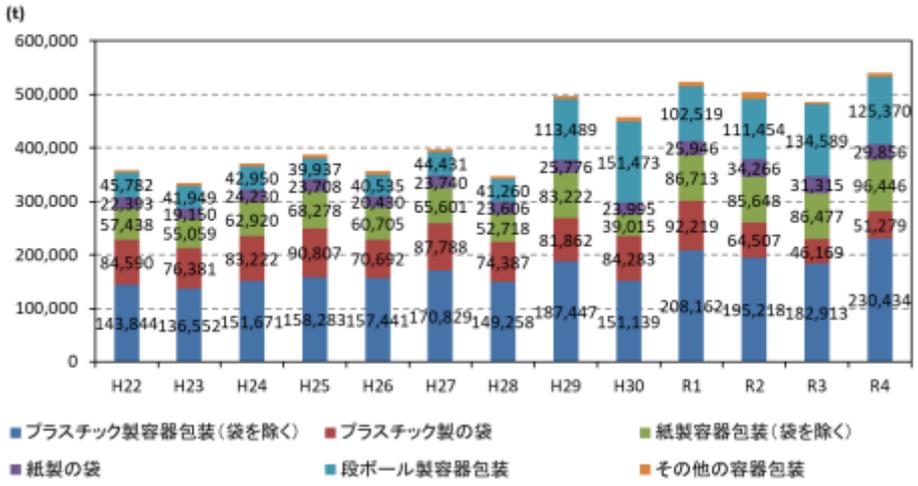
※令和6年6月時点

# 5 容器包装リサイクル法の各種取組状況

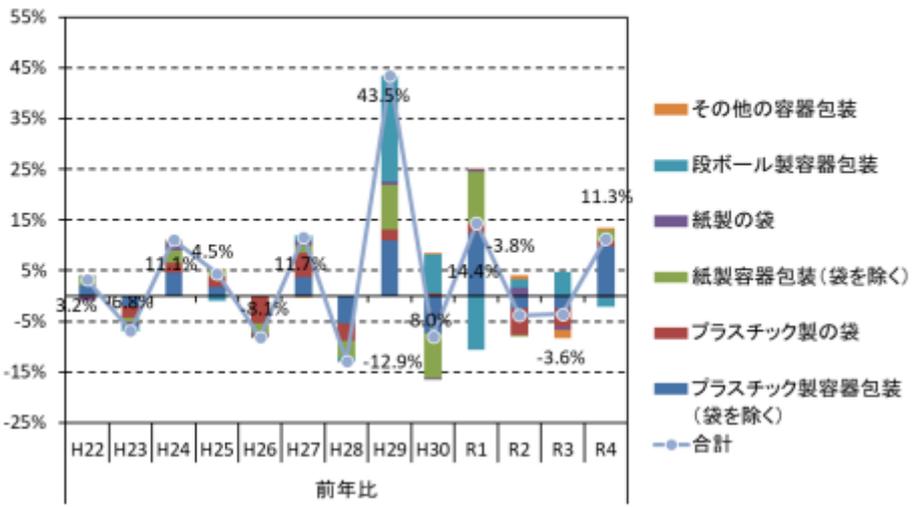
## 5-1 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

定期報告連続提出事業者の、過去13年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、令和2年度からプラスチック製の買物袋の使用量が減少しており、買物袋を除く容器包装の使用量は増加している。この要因は、プラスチック製買物袋の有料化制度の開始によるレジ袋の削減や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトやデリバリーサービスの利用機会の増加が考えられる。

◆ 素材別容器包装を用いた量の推移



◆ 容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）

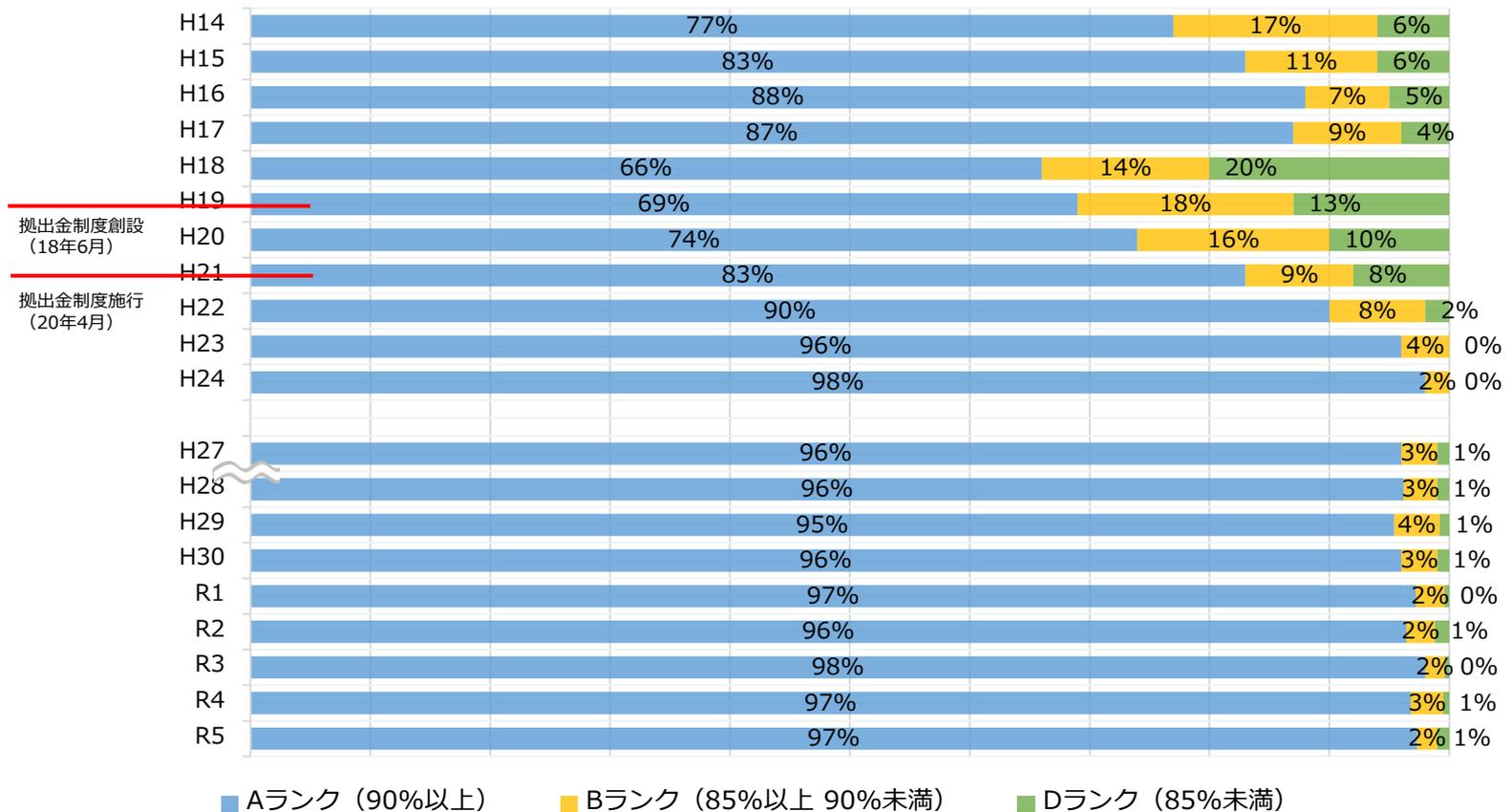




# 拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質(容器包装比率)の推移

プラスチック製容器包装ベールの品質評価項目の1つに「容器包装比率」があり、サンプルベール重量に対し、分別基準適合物である容器包装プラスチックの重量割合(容器包装比率)が90%以上であればAランク、85%以上90%未満はBランク、85%未満はDランクとなる。

拠出金制度導入後、Aランクのベール品質の割合は増加し、近年では全体の95%以上を占めている。



### 5-3 プラスチック製買い物袋の有料化について

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買い物袋の有料化制度が開始された。環境省によるレジ袋使用状況に関するWEB調査の結果「1週間、レジ袋を使わない人」は、令和2年3月の3割から令和2年11月の7割に増加した。

#### 1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前 (2020年3月)

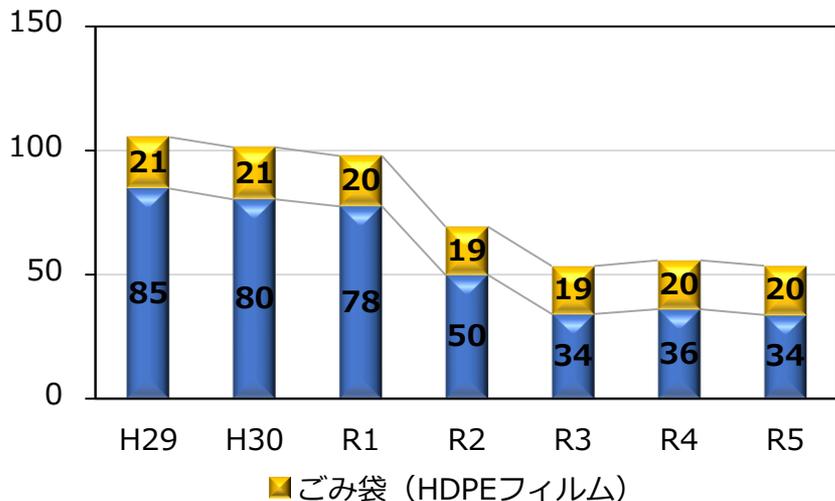
30.4%

有料化後 (2020年11月)

71.9%

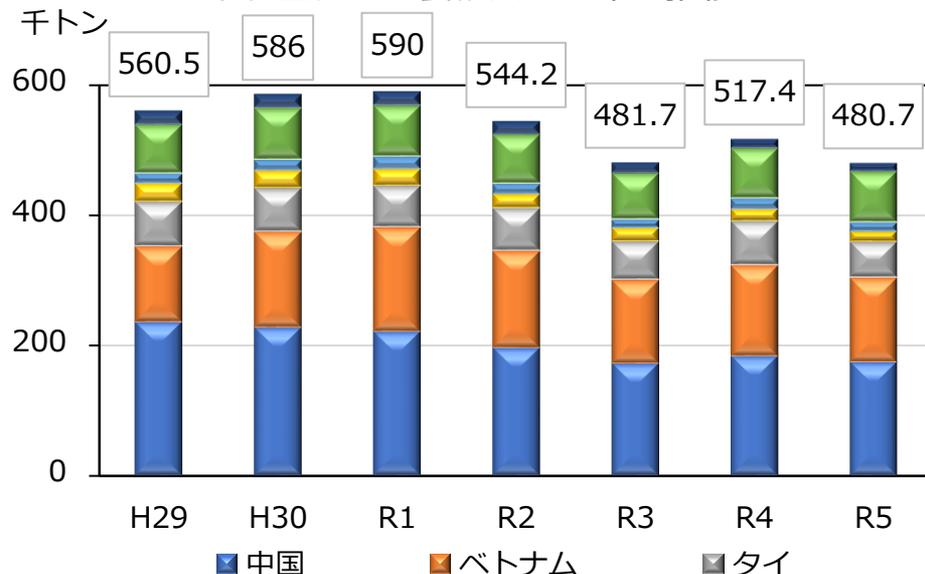
出典) 環境省アンケート調査

千トン ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況



出典：日本ポリオレフィンフィルム工業組合

千トン ポリエチレン袋輸入量の年別推移



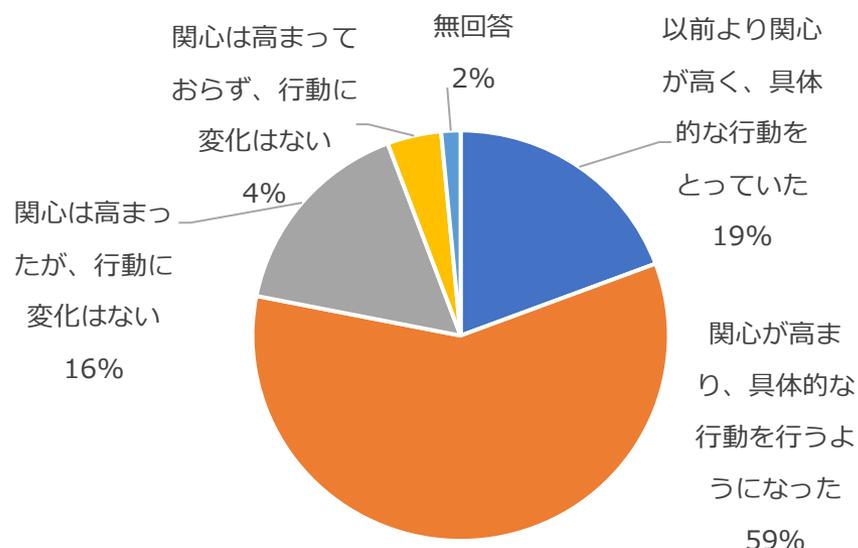
出典：日本ポリオレフィンフィルム工業組合

## 6 その他関連情報

### 6-1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)施行に伴う国民の意識・行動の変化と自治体の法第32条の利用見込み

環境省によるプラスチックごみ問題に関する世論調査では、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、約6割が関心の高まりと具体的な行動を行うようになったと回答があった。令和6年に法第32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体は86団体で、予定数量は約1万8千トンとなる。

#### ◆ レジ袋有料化やプラ法施行によるプラスチックごみ問題関心や行動の変化



出典：環境省 プラスチックごみ問題に関する世論調査（令和4年9月調査）

#### ◆ 法第32条に基づく分別収集物を指定法人に引取りを予定している自治体及び予定量

引き渡し量に関する調査結果	R5	R6
申込予定市町村数	68	86
製品プラ申込予定量(t)	13,712	17,959
産廃プラ申込予定量(t)	0	0
製品プラ・産廃プラ合計量(t)	13,712	17,959

出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会「令和6年度 市町村からの引き渡し量に関する調査 製品プラ・産廃プラ集計結果」より

## 6 その他関連情報

### 6-2 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

プラスチック資源循環促進法第33条の再商品化計画の認定については、2022年9月に宮城県仙台市に対して第1号の認定を行ってから、2024年6月の三重県津市まで16の団体を認定している。

#### 法第33条に基づく再商品化計画の認定状況(1/2)

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第1号	令和4年9月30日	宮城県 仙台市	J&T環境株式会社	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
第2号	令和4年12月19日	愛知県 安城市	株式会社 富山環境整備	令和6年1月1日 ～令和8年3月31日
第3号	令和4年12月19日	神奈川県 横須賀市	株式会社TBM	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
第4号	令和5年11月30日	富山県 高岡市	株式会社 富山環境整備	令和6年10月1日 ～令和9年3月31日
第5号	令和5年11月30日	富山地区 広域圏事務組合 (富山市のみ)	株式会社 富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第6号	令和5年11月30日	京都府 亀岡市	株式会社 富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第7号	令和5年11月30日	砺波広域圏 事務組合 (砺波市・南砺市)	株式会社 富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第8号	令和5年11月30日	岐阜県 輪之内町	株式会社岐阜 リサイクルセンター	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日

## 6 その他関連情報

### 6-2 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

#### 法第33条に基づく再商品化計画の認定状況(2/2)

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第9号	令和6年3月6日	東京都 新宿区	日鉄リサイクル 株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第10号	令和6年3月6日	愛知県 岡崎市	日鉄リサイクル 株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第11号	令和6年3月6日	岩手県 岩手町	株式会社青南商事	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第12号	令和6年3月27日	福岡県 北九州市	株式会社 ビートル エンジニアリング	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第13号	令和6年3月29日	三重県 菰野町	三重中央開発 株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第14号	令和6年3月29日	大阪府 堺市	三重中央開発 株式会社 D I N S 関西 株式会社	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日
第15号	令和6年4月26日	京都府 京都市	旭鋳石株式会社	令和6年5月1日 ～令和9年3月31日
			D I N S 関西株式会社	
			栄伸開発株式会社	
			J & T 環境株式会社	
			株式会社	
J サーキュラーシステム 株式会社レゾナック				
第16号	令和6年5月30日	三重県 津市	三重中央開発 株式会社	令和6年6月1日 ～令和9年3月31日

## 6 その他関連情報

### 6-3 プラスチック資源循環促進法第39条自主回収・再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで自主回収・再資源化事業計画を認定してから、令和6年8月現在で5件を認定している。

#### 法第39条自主回収・再資源化事業計画の認定状況

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再資源化を実施する使用済 プラスチック使用製品の種類及び重量	再資源化の実施方法	再資源化により 得られた物の利用方法
1	第1号	令和5年4月19日	緑川化成工業株式会社	使用済アクリル板：100t/年	材料リサイクル (ペレット)	再生アクリルシート製造
2	第2号	令和6年3月1日	花王株式会社及び 花王ロジスティクス 株式会社	使用済みつめかえパック (つめかえ用フィルム容器)：1.5t/年	材料リサイクル (洗浄・微細化フィルム破砕物)	容器製造原料
3	第3号	令和6年3月6日	積水化成工業 株式会社	発泡スチロール(ビーズ) 家電の緩衝材など：2t/年 発泡スチロール(シート) 白色トレイなど：0.1t/年	材料リサイクル (PSインゴット・ペレット)	発泡スチロール製造
4	第4号	令和6年7月22日	イオンディライト 株式会社	アクリル板：38t/年 PET板：35t/年 塩ビ板：5t/年	材料リサイクル	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造など
5	第5号	令和6年8月20日	川上産業株式会社	ポリエチレン (気泡緩衝材)：130.4t/年	材料リサイクル	再生ペレット (気泡緩衝材原料)

## 6 その他関連情報

### 6-4 プラスチック資源循環促進法第48条再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで再資源化事業計画2件を認定してから、令和6年7月現在で5件を認定している。

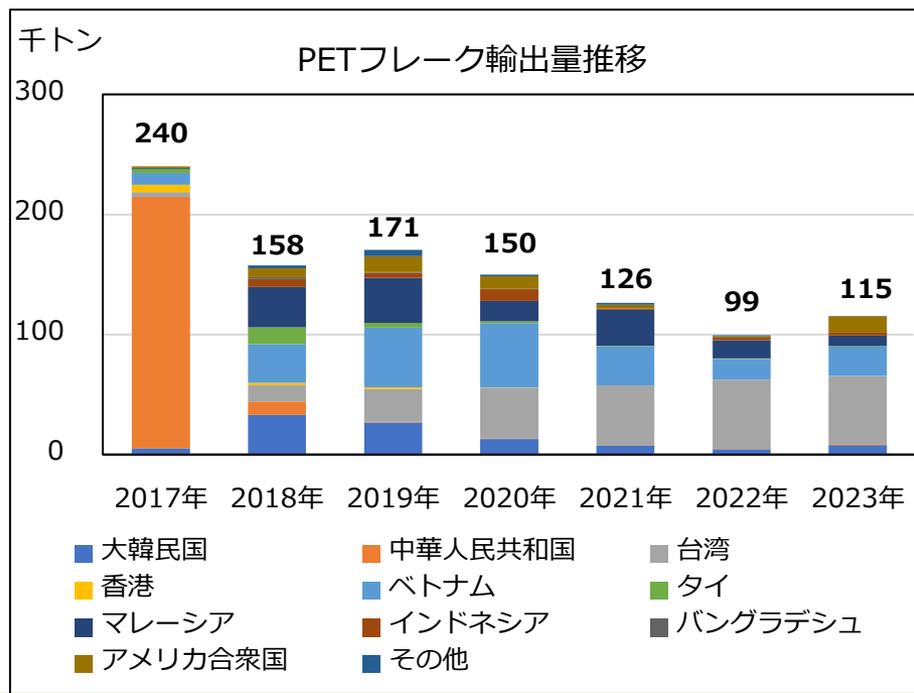
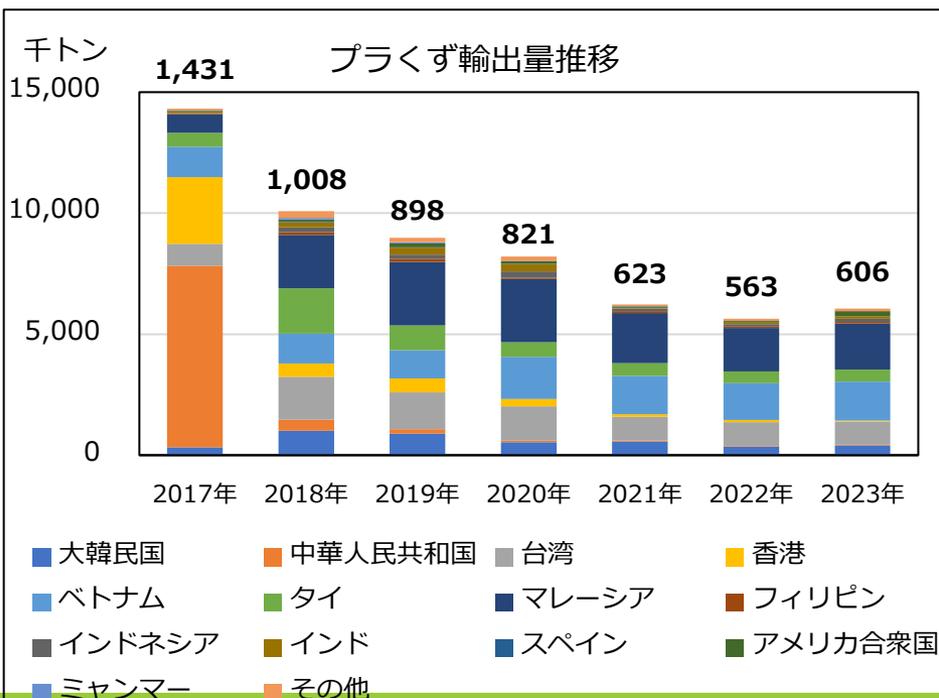
#### 法第48条再資源化事業計画の認定状況

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再資源化を実施するプラスチック 使用製品産業廃棄物等の種類及び重量	再資源化の実施方法	再資源化により 得られた物の利用方法
1	第1号	令和5年4月19日	三重中央開発株式会社	食品包装資材：360t/年 工場端材：280t/年	材料リサイクル (ペレット)	パレット製造等
2	第2号	令和5年4月19日	DINS関西株式会社	廃棄ペットボトル：201t/年	材料リサイクル (ペットボトル圧縮 梱包物)	飲料用 ペットボトル製造
3	第3号	令和6年1月16日	浪速運送株式会社	アパレル由来の プラスチック軟質フィルム (衣類用カバー、PE・PP)：250t/年	材料リサイクル	ペレット製造
4	第4号	令和6年4月19日	木村工業株式会社	歯ブラシ：17.46t/年 ヘアブラシ：10.92t/年 カミソリ：5.97t/年 プラカップ：2.02t/年 歯間ブラシ：1t/年	材料リサイクル	ペレット原料資材
5	第5号	令和6年7月22日	宏幸株式会社	風車ブレード (FRP)、バスタブ (FRP)：311t/年 ケーブル被覆 (PVC)：630t/年	材料リサイクル	太陽光発電における下敷 マット

## 6 その他関連情報

### 6-5 廃プラスチックの輸入規制

2017年末に中国によるプラスチックくずの輸入規制が強化され、日本から中国への輸出はほとんどなくなった。それ以後、東南アジア諸国への輸出が増えたが、東南アジア諸国においても輸入規制措置がとられたことにより、これらの国への輸出も減少した。また、2019年に開催されたバーゼル条約締約国会議（COP14）で採択された廃プラスチックの新規規制追加に伴い、バーゼル法の省令改正を行い、2021年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加され、輸出はさらに減少した。



## 6-6 環境配慮設計の促進

各素材ではリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開している。また、各素材をリサイクルしやすくするために、ガイドライン等も策定している。

表 リデュースの数値目標及び実績

素材	指標	2025年度 目標	リデュースの実績						
			2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
ガラスびん	1本/1缶	1.5%以上	1.5%	2.2%	1.2%	1.7%	2.2%	1.9%	2.5%
PETボトル	当たり平均	25%以上	23.0%	23.9%	23.6%	24.8%	25.3%	25.6%	27.6%
スチール缶	重量の軽量	9%以上	7.7%	7.8%	7.3%	8.1%	8.6%	9.1%	9.4%
アルミ缶	化率	6%以上	5.1%	5.3%	5.3%	5.4%	5.8%	6.2%	6.1%
飲料用紙容器	1m <sup>2</sup> 当た	3%以上※	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.5%	2.5%	2.7%
段ボール	り平均重量	6.5%以上	5.2%	5.1%	5.1%	5.5%	6.1%	5.9%	6.2%
紙製容器包装	リデュース	15%以上	11.5%	11.2%	10.7%	13.1%	23.5%	18.8%	16.2%
プラスチック容器包装	率	22%以上	15.3%	15.9%	17.0%	17.6%	19.2%	19.1%	19.7%

※牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

出典：3R推進団体連絡会容器包装3Rのための自主行動計画2025

### ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装

- 自主設計ガイドライン
- PETボトルの環境配慮設計指針

### プラスチック製容器包装

- プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針 改訂版
- プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン

# 6-7 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律

環境省では、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための法案である「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について令和6年3月15日に閣議決定し、第213回国会に提出した。その後国会にて審議、可決成立し、令和6年5月29日に公布された。（一部の規定を除き、公布の日から1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）

## 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案の概要



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

### 基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

### 再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

### 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

#### <①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル  
画像出典：PETボトルリサイクル推進協議会2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

#### <②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン  
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

#### <③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理センター3A1-307等の導入事例

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献